

谷 浜 土 地 改 良 区 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造改善に資することを目的とする。

(名称及び許可番号)

第 2 条 この土地改良区は、谷浜土地改良区という。

2 この土地改良区の許可番号は、新潟県第 255 号である。

(地 区)

第 3 条 この土地改良区の地区は次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く）とする。

市 名	大 字	字	地 域
上 越 市	有 間 川	篠 袋	一 円 の 田 ・ 畑
〃	〃	入 山	〃
〃	〃	上 八 平	〃
〃	〃	山 田	〃
	丹 原	長 四 郎 谷	〃
〃	〃	ハ シ ゴ ダ	〃
〃	吉 浦	梨 子 平	〃
〃	茶 屋 ヲ 原	梨 子 平	〃
〃	〃	宮 ノ 平	〃
〃	西 戸 野	宮 の 平	〃
〃	高 住	横 谷	〃
〃	〃	大 合 谷	〃
〃	〃	上 川 原	〃
〃	下 綱 子	外 川 原	〃
〃	西 山 寺	川 向	〃
〃	小 池	太 田	〃
〃	〃	北 畑	〃
〃	〃	茄 子 ノ 田	〃
〃	〃	コ ナ カ レ	〃
〃	西 鳥 越	横 道	〃
〃	〃	太 田 平	〃
〃	〃	前 川 原	〃
〃	〃	長 者 屋 敷	〃
〃	〃	北 ノ 谷	〃
〃	〃	大 平	〃
〃	西 横 山	横 山 田	〃
〃	〃	山 伏 越	〃

市 名	大 字	字	地 域
上 越 市	西 横 山	久 保 畑	一 円 の 田 ・ 畑
//	西 吉 尾	稲 場	//
//	//	横 谷	//
//	//	入 道	//
//	//	風 吹	//
//	//	下 峯	//
//	大 淵	巻 ノ 内	//
//	//	越 道	//
//	//	大 峯	//
//	//	申 田	//
//	増 沢	境 の 谷	//
//	//	池 の 平	//
//	土 口	下 川 原	//
//	//	ヲ ヲ カ イ テ	//
//	北 谷	中 川 原	//
//	//	幅 下	//
//	//	前 田	//
//	横 畑	下 川 原	//
//	//	上 川 原	//
//	//	大 金 田	//

(事 業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規定及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 開拓地区の基幹かんがい排水施設の維持管理
- (2) 開拓地区のかんがい排水施設（前号に係るものを除く）、農業用道路その他農地の保全又は、利用上必要な施設の維持管理
- (3) 桑取川から引水するかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設（前2号に係るものを除く）の維持管理について、当該施設の受益者から依頼があった場合、又は管理上必要な措置が生じた場合に行う業務
- (4) 県単農業農村整備事業及び土地改良施設維持管理適正化事業を行う。

2 この土地改良区は、前項の事業に附帯して中山間地域直接支払制度及び多面的機能支払交付金に伴う事務を行うことができる。

3 この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、県営桑取地区中山間地域総合農地防災事業及び県営谷浜Ⅱ期地区農免農道整備事業によって造成された施設を管理委託又は譲与される場合は、これを受託し又は譲り受ける。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、新潟県上越市大字有間川570番地1に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、又は新潟日報に掲載するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に、総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第9条 組合員が、総組合員数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第10条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない組合員は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総会の会日の前日(通知で別に定めたときは、その日時)までにこの土地改良区に提出しなければならない。

3 組合員の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第11条 総会においては、定数の変更、土地改良事業計画書の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第12条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第13条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の定数)

第14条 この土地改良区の役員の定数は、理事5人及び監事2人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法(以下「法」という。)第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選挙)

第15条 役員は、組合員が総会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理事長)

第16条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第17条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第18条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第19条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、この結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第20条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第21条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年6月6日法律第39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第42条第1項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選挙権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。

2 前項のただし書の場合において、複数の役員が同時に被選挙権を失ったため組合員でない役員の数が法第18条第5項に規定する限度数を越えることとなるときは、当該役員のうちから引き続き役員としてとどまる者を役員選挙規程第3条から第14条まで、第15条第4項から第6項まで、第18条及び第21条から第28条までの例により総会で決定する。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第22条 第4条第1項第1号、第2号の事業に要する維持管理費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る田の畦畔を除く土地につき地籍割に賦課する。

2 第4条第1項第1号、第2号の各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、当該事業の地区内にある土地の全部につき、次に掲げる基準により地籍割に賦課する。

田	畦畔を除いた土地について、地積割に賦課する
畑	地積割に賦課し、田の5分の1を標準とする

ここでいう畑とは、台帳上の原野及び雑種地を含む

3 第4条第1項第3号に要する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、免除する。

但し、第4条第1項第3号の事業に係る費用は全額、当該施設の受益者から徴収する。

(負担金及び分担金)

第23条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営桑取地区中山間地域総合農地防災事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準により各地域ごとに地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第24条 前2条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総会で決める。

(特別徴収金)

第25条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第26条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営桑取地区中山間地域総合農地防災事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第27条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第28条 第20条、第21条、第23条又は第24条の規定により賦課された賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて、年14.6%の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認められる場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(係及び委員会)

第29条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置くことができる。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

(加入金)

第30条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10アールにつき金100円の範囲内において、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第31条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、

法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第28条の規定を準用する。

（基本財産）

第32条 この土地改良区に、基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

（財産の分配の制限）

第33条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く）のときでなければ組合員に分配することができない。

（事業年度）

第34条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（費用弁償）

第35条 この土地改良区では、役員及び委員が役務に従事した場合には、費用弁償支給細則に定めるとおり費用弁償を行う。

（電磁的方法）

第36条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

（委任）

第37条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この土地改良区の設立当時の理事及び監事は、この定款の規定にかかわらず、土地改良法第18条の規定に基づき、申請人の選任するところによる。

附 則（昭和38年7月15日農計第920号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。
- 2 この定款変更の施行の際、現にこの土地改良区の役員である者は、変更後の第16条の規定にかかわらず、その任期満了までこの土地改良区のその地位にあるものとする。
- 3 昭和37年5月23日任期満了に係る次期役員の任期は、認可後ただちに発するものとする。
- 4 この定款変更により増員する総代の選挙は、認可後ただちに行うものとする。
- 5 前号により就任した総代の任期は、第9条の規定にかかわらず、現にその任務にある総代の任期と同一であるものとする。

附 則（昭和41年12月14日農計第1582号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。
- 2 この定款変更中、第16条及び役員選挙規程第2条の規定の変更は、現任役員の任期満了その他の事由により次期の総選挙のときから適用するものとし、それまでは従前の例による。

附 則（昭和46年3月23日農営451号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和48年6月19日新潟県指令農管第1158号）

- 1 この定款は、次の総選挙から施行する。

附 則（昭和51年4月6日新潟県指令農計第151号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和51年9月25日新潟県指令農計第523号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和52年6月23日新潟県指令農計第182号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和54年6月2日新潟県指令農計第347号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和56年4月30日新潟県指令農計第227号）

- 1 この定款第16条及び役員選挙規程第1条第2項、第2条第2項、第12条第3項、第14条の変更は次の役員総選挙のときから適用し、それまでは従前の例による。

附 則（昭和59年10月5日新潟県指令農計第661号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和60年10月1日新潟県指令農計第637号の2）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成1年6月14日新潟県指令農計第185号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成7年5月19日新潟県指令農計第144号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成10年4月10日新潟県指令農計第17号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成11年9月22日新潟県指令農計第331号）

- 1 この定款変更は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年5月17日新潟県指令農計第118号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成16年3月9日上振農第747号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成23年6月22日上振農第325号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成24年5月14日上振農第168号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成29年10月4日新潟県上振農第3132号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成30年6月28日新潟県上振農第3120号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（令和3年7月5日上振農第3100号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（令和3年7月6日上振農第3101号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則（令和7年3月24日新潟県上振農第1784号）

- 1 この定款変更は、認可の日から施行する。